

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四十万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和3年6月25日(金)		
				会議時間	10時00分～11時22分		
出席委員	委 員 長 松 浦 伸			委 員 西 尾 祐 佐			
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 村 一 朗						
	委 員 安 岡 明			欠席委員			
	委 員 垣 内 孝 文						
その他	議 長 小 出 徳 彦			委 員 外 委 員 廣 瀬 正 明			
	委 員 外 議 員 上 岡 正						
執行部出席者	財政課長 田 能 浩 二						
	" 課長補佐 塚 谷 文						
	税務課長 村 上 正 彦						
	" 課長補佐 橋 田 慎 也						
	" 市民税係長 宮 崎 智 也						
	" 資産税係長 中 山 珠 美						
	支所長兼地域企画課長 篠 田 幹 彦						
事務局	事 務 局 長 西 澤 和 史						
	事 務 局 長 補 佐 桑 原 由 香						
記 録							
<p>令和3年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案10件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第4号議案「専決処分の承認を求めることについて（四万十市税条例等の一部を改正する条例）」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、四万十市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方税法第179条第1項の規定により専決処分をしたもの。

個人市民税関係は、個人市民税において、給与所得者もしくは公的年金等受給者等の、扶養親族申告書及び退職所得に関わる申告について、電磁的方法、インターネット等で提出する場合、税務署長の承認を廃止するなど、手続きの簡素化を図るもの。

また、住宅ローンの控除期間を、13年間の特例について延長し、令和4年末までの入居者まで対象とするものとなっている。法人住民税は、法改正の項ズレによる改正。

固定資産税は、課税標準の特例の割合に関する規定及び引用する条例を整備するもの。また地方税法の項ズレ、附則の追加による条例の項ズレによる改正。現行の負担調整等の仕組みを継続する部分では、土地に関わる固定資産税について、原則として評価替年度である令和3年度の評価額を3年間据え置くこととされているが、地価の下落傾向が見られる場合、評価額を修正することができる特別措置、また、地価の上昇により評価額が上昇した土地に関わる固定資産税について、税負担の急激な上昇を緩和するために、課税標準額を調整する措置を、引き続き令和3年度から令和5年度まで実施するもの。

また、前年度と同額を据え置く措置として、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感を配慮する観点から、令和3年度に限り、課税標準額は、増加する土地について前年度の課税標準額と同額に据え置く特別な措置を講ずるものとなっている。

軽自動車税においては、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減期間を9ヶ月間延長し、令和3年12月31日までとする。

また、グリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を、営業乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するもの及び消費税項ズレに伴う改正。

固定資産税の負担調整等に伴う特別土地保有税の特例措置について、適応期限を令和5年まで延長するとしたもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第5号議案「専決処分の承認を求めることについて（四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

専決した理由は、半島振興法第 17 条の、地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたもの。

固定資産税の不均一課税の適用期間を 2 年間延長する改正。租税特別措置法の項ズレと、特別措置法施行令の項ズレによる改正も行っている。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第 7 号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

今年度も厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に関わる国民健康保険税の減税について、国の財政支援の基準が示されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正し、減免措置の期間を延長するもの。

減免対象となる国民健康保険税の納期限を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっているものを、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに改正するもの。

また、その他用語の定義を改正することとなっているもの。減免要件は、昨年度と変更はない。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 12 号議案「四万十市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：篠田支所長兼地域企画課長】

特定公共賃貸住宅の一部、用井団地について用途廃止するため、当該条例から削除するもの。用途廃止後においては、本市の介護人材確保等の課題解決に効果的な利活用を図ることにしたいと考えている。なお、当該住宅は、一戸。平成 7 年 3 月に建築された住宅で、木造平屋約 80 平方メートルの住宅。建築以降、26 年が経過しているもので、建築当時に補助金も活用させていただいているが、管理開始後 20 年を経過しているということから国への報告等は不要。また、補助金の返還は発生しない。譲渡先は、社会福祉法人を想定している。

【質疑：西尾委員】

譲渡は、無償譲渡ということか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

無償ではなく、360万9000円を予定している。この価格について、復成価格を採用している。この復成価格は、同じものを建築した際にどれだけの費用になるかという計算式があり、住宅の家賃を決定するための算定で使ってる基準で、それによって算定した金額。建設当時の資料もあり、建築価格がわかったので、それに合わせて住宅料を算定している。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：川村委員】

社会福祉法人に譲渡するということだが、どういう使い方をするのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

今、介護人材が不足してるということで、場合によっては外国人の雇用も考えられるということもお聞きした。この社会福祉法人についても、外国人も入れて雇用の確保をしていきたいと。人口は減っていくものの、介護認定される人口については、減っていくことはないのではないかと試算もされている。外国人にかかわらず、Iターン、Uターンも含める中で研修生の宿舎として使っていきたいという希望があった。

【質疑：宮崎委員】

こういう公共住宅の数はどれくらいあるのか。西土佐が多いのか。また、今後どうなっていくのか。今回は廃止して社会福祉法人に譲渡だが、後は、もう公共住宅としてはやめていかないという方針なのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

現在、西土佐地域で管理している住宅は105戸。そのうち今回廃止を2戸お願いさせていただいている。修繕に多額を要し、募集しないほうが良いと判断している住宅が3戸なので、入居可能な戸数は100戸。現在入居者は88戸。12戸空いているが、コンクリートブロック等の住宅もあり、耐震補強ができないので、順次、用途廃止していく必要がある。

住宅困窮者のための住宅なので、足りないということも今後出てくる可能性もあるが、老朽化して使えない部分は当然廃止していかなければいけない。新たな住宅を建てる見込みは現在たっていない。もう一方で考えられるのは休校小学校等の活用だが、建築すると、多額の費用を要する。

その他に考えられることは、Iターン、Uターンの人については、空き家をリフォームして住んでいただく。空き家の調査は、まちづくり課でしていると聞いているので、そういった情報もいただきながら、総合的に、どうしていったらいいかということ、今、考えている途中。順次廃止していかなければいけないものもあるが、他方で一定の戸数を確保していくための方策を、もう一度練り直しているというところ。

【質疑：宮崎委員】

結構多いのにびっくりした。6、7%の人が、住宅困窮者という形で、こういう住宅を利用している状態自体の方を改善していくことを考えないと。村のときはそうやってやっ

てきたのかもしれないが、このまま、ずっとというのは、大丈夫なのかなと心配。四万十市全体の流れでいうと、西土佐地域だけに家を建ててあげて、何とかする、ということには絶対ならないので、そういうことにならないような対策を支所として考えていくべきだと思うがどうか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

地域で住むには、当然住宅は必要。他方、生活の基盤、働く基盤、稼げる基盤がないと、やはり住むことは難しい。西土佐地域は、民間のアパートが19戸あるが、ここも多分満杯に入ってる。空き家は確かに出てきているので、ここの活用を何とか頑張るということを進めていければと思っている。

【質疑：寺尾委員】

空き家が出てきているので、そちらを改修してI、Uターンに使ってもらうことが、民間にとっても望ましいので、優先順位が上がっているという認識だが、他方で、今までも西土佐でなかなか空き家がなくて、I、Uターンに活用できないという状態があった。

その時から、市営住宅がもし余っていたのであれば、ここについてもI、Uターンに使うことの検討はされたのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

住宅については、2人以上家族がいらっしゃる方、60歳以上なら1人でも構わない、というような要件があり、なかなか要件がクリアできないということもある。

ただ、空き家が減ることはないと思うので何とか活用したい。これについては集落や地域で課題として捉えていく必要があると思っているが、なかなか踏み出すことが難しい。

何とかそこをクリアできるように、いろんな制度を活用していく。

【質疑：西尾委員】

譲渡は360万9000円ということだったが、土地の値段も入っているのか。

【答弁：篠田支所長兼地域企画課長】

土地は四万十市所有の土地で、特別養護老人ホームや診療所があるところにある住宅なので、そこだけを切り売りするというのは、ややこしいので年額幾らということで貸したいと思っている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第13号議案「四万十市山間地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：篠田支所長兼地域企画課長】

これは昭和40年に建築された老朽化した、山間地域定住住宅の一部、江川権谷住宅を用途廃止するため、当該条例から削除するもの。

この住宅については、一部コンクリートブロックを使っただけの建築なので、耐震化が難し

く、今回用途廃止をお願いさせていただくもの。

なお、山間地域定住住宅は、もともと教職員の住宅であったものや当時の営林署の住宅を市が譲り受け、まとめて山間地域定住促進住宅としているもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 17 号議案「四万十市防災行政無線戸別受信設備工事手数料及び負担金徴収条例を廃止する条例」について審査を行った。

【説明：篠田支所長兼地域企画課長】

当該条例は防災行政無線戸別受信設備の増設や移転等の工事に係る手数料等の徴収に関する事項を定めたものだが、本年 3 月 31 日で西土佐地域の防災行政無線の無線局を廃止したことに伴い、当該条例を廃止するもの。

この防災無線は、西土佐村時代、昭和 55 年に整備されたものでアナログの放送。当時、屋内の拡声装置を増設するときに手数料としていただいていた。また、各地域に外部のスピーカーがあり、そこには、集会施設等の基地局から、有線でスピーカーまで放送をできるように設置している。例えば県道の改良工事等で、移転する場合に、県から負担金をいただく、そういったものを定めた条例で、今後この有線等の移転については契約で、支払っていただくこととする。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、追加提案された第 19 号議案「工事請負契約について」、第 20 号議案「工事請負契約について」、第 21 号議案「工事請負契約について」、第 22 号議案「工事請負契約について」審査を行った。

【説明：田能財政課長】

第 19 号議案から第 22 号議案まで一括して説明する。

まず、(仮称) 四万十市文化複合施設建設工事(建築主体工事)について、入札参加資格申請書の提出、企業体は 4 者から提出があった。その後参加資格を確認の上、4 者すべて参加資格ありというところで、入札を実行した。契約金額は 38 億 4,483 万円で、落札率は 92.0%。

続いて、機械設備工事については、参加資格申請書は、1 企業体からの提出。この企業体についても、参加資格ありというところで、1 者ではあるが、今回の入札の告示内容のとおり、1 者でも入札を有効とするという取り扱いにより、1 者により入札を実行した。契約金額は 9 億 5,040 万円で、落札率は 98.9%。

続いて第 21 号議案、電気設備工事の入札の状況は、先ほどの機械設備工事と同じ状況で、1 者での入札を実施している。契約金額は 6 億 8,200 万円で、落札率が 99.5%。

第 22 号議案、舞台設備工事。こちらは、JV 方式ではない。同様に、参加資格申請書は 1 者からの提出、資格審査のうえ、1 者での入札を実行した。契約金額は 10 億 1,970 万円で、落札率は 97.0%。

【質疑：川村委員】

1 者でも構わないというのは、疑問に残るところがある。条件としては、どういう条件をつけたのか、昨日は現場監督というか、そういう人を 2 年間つけなくてはならないとか、そういうことが言われていたが、他にはどういう条件があるのか。

【答弁：田能財政課長】

昨日の議案質疑でも説明したが、大きな条件としてはまず JV 方式でやるという条件。その JV の代表構成員とその他構成員ということで、2 者での JV。その他の構成員は、各工種別に、すべて A 級の市内事業者との JV という条件にしている。その他は、施工実績で、代表構成員については、総合評価点数や過去 15 年間、或いは舞台については過去 10 年間の、今回の四万十市の文化複合施設の規模に匹敵するような、施工実績のある事業者を条件として挙げている。また、それぞれの技術者の配置の要件は、代表構成員、その他構成員とも、一級の施工管理技術士の配置を専任で配置することを求めている。今回の条件として、特筆すべきは、そういった点である。

【質疑：川村委員】

1 者での一般競争入札というのがちょっと疑問になるところ。昨日の話の中でも出ていたが、4 者でやった場合は、92%、その他の場合は、98.8%とか、100%に近いところで落札されてる。やはりせめて 2 者、3 者ぐらい集まっていないと、本当の、競争入札じゃないように感じるがその点はどうか。

【答弁：田能財政課長】

今回一般競争入札を採用し、一般競争入札の性格上、1 者でも競争性は担保されている。また経済性も担保されるというところで、取り扱っている。

一般的に電気設備工事、機械設備工事の入札率は高くなる傾向にはある。

昨年度、実施した中村西中の指名競争入札の落札率は、建築主体工事が 92.58%、機械設備工事が 99.25%、電気設備工事が 98.67%。これは指名競争入札で行っている。

また平成 30 年度に行った川崎保育所の建築工事の落札率は、建築主体工事が 90%、機械設備工事が 99.71%、電気設備工事が 99.50%。

事業者には直接聞いてないが、どうしても電気設備、機械設備はコストの調整ができてくいとこのところ、基本的には予定価格に近い価格で応札があるものと理解をしている。

【質疑：垣内委員】

川崎保育所や中村西中学校のケースは、何者かの競争入札で実施したのか。

【答弁：田能財政課長】

指名競争入札で、何者かの応札の中での落札。

【質疑：垣内委員】

第 22 号議案は、3 億円以上の契約金額だが、J Vではない。どうして J Vではなかったのか。

【答弁：田能財政課長】

J V方式という契約方法について、少し説明させていただく。

大規模かつ技術的に難度の高い工事の施工に際して、基本的に発注は単体の事業者を選定する。ただそういった大規模かつ技術的に難度の高い工事の場合、どうしても高い専門性が求められる。その場合、技術力を結集して、専門性の高い事業者が企業体を組んで施工していただくということを認めている内容。

何度も申し上げるが基本的に発注は、単体の企業に発注するのが原則。今回 J Vを選択した理由は、一つは、そういった大規模かつ技術的な難度の高い工事であること。もう一つは、構成員の要件として、市内事業者を受注機会を設ける必要もあるだろうと。共同企業体を組んで、そこに地元の事業者を参入させることで、地元への技術の移転などを勘案して、J Vを組むというのが考え方。

舞台設備工事は、まず第一に地元事業者に、そういった舞台設備の施工の技術を持った事業者がいないので J Vを組むという前提がない。この舞台設備工事についても、市外の大手で、例えば J Vを組んでいただくというやり方も当然あるが、それをやる必要性がない。ただ舞台設備については、当然照明や音響で、また別の専門事業者がいる。まずその頭を決めていただいて、ただし、より専門的なところについては、下請けとして入っていただくという組み方が一番理想だろうというところで、J Vをやっていない。

【質疑：垣内委員】

県内でも、例えば土佐市もつい最近、大ホールを建設している。そうすると全国には、舞台設備工事関連専門の施工業者もあると思うが。

【答弁：田能財政課長】

議員ご質問のとおり、設備の事業者なので総合点数は、1,000 点以上という縛りをつけているが、そういった事業者は全国に多数ある。ただ、そういった設備を行う事業者の中でも、舞台の設備を専門的にやっている、また施工実績があるという事業者は、担当課にも聞いたが、全国的にも少ないということは聞いている。それが何社かというところは把握してない。そういう関係もあるとは思う。また、今回一般競争入札で舞台設備については、市内事業者の縛りもないので、全国から施工実績のある事業者に参画していただける条件はそろっているが応札いただけなかった。理由は、推測の域は出ないが、そういった事業者の中で、現在抱えてる現場等の理由も含め、応札していただく事業者が、結果として、1 者になったのだろうと思っている。

【質疑：川村委員】

本体工事に比べて、設備工事や電気工事が落札率が高いということはある程度認識はした。1 者だけでも構わない、というのではなく、2 者、3 者いないと入札をやり直すというように規定を変えるべきではないかと思うが、その点はどうかお考えか。

【答弁：田能財政課長】

重複するが、基本的に一般競争入札は、公告、公募の段階で、広く入札の参加機会を確保しているという観点から、1者でも入札が成立するというのは、一般的な考え方。

当然自治体によっては、2者でないとい、入札を成立させないという自治体もある。比率的なものは存じ上げないが、最近の流れでいうと1者での応札を可とする、従前は2者という縛りをつけていたものを1者でも可とするという流れになってるのは事実。昨年10月には、長崎県、本年2月には、茨城県が従前2者という規定を設けていたがその規定を外した事例はある。また、県内では高知県は1者でも競争性は担保されているということも含め、有効という取り扱いをしている。さらに高知県の場合は、指名競争入札でも、1者の場合でも有効とすることを、昨年から試行で行っている。そういう状況も踏まえ、今回、1者でも有効とするという手法をとらせていただいた。

【質疑：宮崎委員】

指名競争入札の場合、例えば不調だった場合は、メンバー入れ替え。一般競争入札の場合は、例えば今回が不調という形になったとしたら、次はこの1者を外して別のところ、ということになるのか。

【答弁：田能財政課長】

基本的には指名競争入札の場合は、次は例えば設計金額を入れ替えてやって、再度同じ業者を指名すると。一般競争入札は、設計金額を少しやり直して、再度かけるという方法も一つ。設計金額をやり直さなかった場合、今回応札いただいたところが、次は入れるかどうかという判断は、若干微妙なところがあると思う。基本的には一般競争入札なので、入れるという判断だろうとは思っている。また、例えば参加の資格を少し下げるとか、そういう方法も取れるとは思っている。

【質疑：宮崎委員】

議会がこれを否決した場合は、不調と同じ扱い。再度になるのか、どういう取り扱い。

【答弁：田能財政課長】

その取扱いについては私も勉強不足だが、基本的には再議にかけるなりして、再度お願いすることになると思う。再議にかけてもなお否決ということであれば、議会に同意が得られないということなので、執行部としても、再度入札の機会を設けるべきだろうとは思っている。

【意見：宮崎委員】

一般競争入札で参加できる機会があつて、魅力があれば行くが、条件が合わなければ当然参加しない。何回入札やっても、基本的には同じ結果だろう。これによって、文化複合施設の工事を遅らせたいなら別だが、議会は判断に相当の覚悟を持ってやるべき。再議とかその辺も含めて、相当重い判断でやっていくしかないのかなと思う。ただ、設計金額を組み換えて金額が上がって、下げたらもっと来ないのは当たり前なんで、条件よくするし

かない。市民によけい予算の負担をかけて、またこの1者しか来てない、次も気にくわない、これでどんどんどん工事が遅れてくる。これは不利益にしかならないと思う。

【質疑：寺尾副委員長】

舞台設備工事で、メンテナンスは、ここでしかできないのか。

【答弁：田能財政課長】

舞台設備工事全部に対して、この事業者しかメンテナンスができないということにはまずならない。個々の設備において、例えば音響設備、舞台の吊りもののメンテナンス等の事業者が限定されるかどうかは、他の事業者との事業費の比較をした上で、施工事業者の方が有利であるということであればそうなると思うが、その事業者しかできないということにはまずならないとは思っている。

【質疑：西尾委員】

この第19号議案から第22号議案の最低の落札率っていうのは何%か。

【答弁：田能財政課長】

市の取扱規程上、落札率を計算して、建設工事の場合は92%。

【質疑：西尾委員】

第19号議案、4者あるが4者で失格はあったのか。

【答弁：田能財政課長】

失格の事業所はない。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：上岡正議員（委員外議員）】

執行部の説明の中で、いいところ取りの説明はよくないと思う。

点数とか条件が、舞台設備の場合は1000点以上。工事によってなぜ条件を変えたのか。

— 小休 —

— 正会 —

【答弁：田能財政課長】

いいところ取りの説明ということではない。こういった傾向があるという説明。

当然議員ご指摘のとおり、2者での入札を規定してる自治体は当然ある。そこは各自自治体の考え方、実情、施設の規模、そういったものから、公告の内容を定めている。今回私どもは、これまで説明した内容の上で、1者でも有効という公告内容を採用させていただいたということでご理解いただきたい。

舞台とその他の工事で、施工実績10年、15年という差をつけたということは、いろいろ考え方があろうと思う。ただ建築、電気設備については平均的な施工が可能だろうと。舞台については、日進月歩のところもあるので、あまり長い期間の施工実績を取るところが必要なのかということも、担当課で考えた上で、10年の施工実績が妥当だろうという判断をしたものと思っている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、第 19 号議案、第 22 号議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、第 20 号議案、第 21 号議案については挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、管内視察について協議を行った。

— 小休 —

(協議)

— 正会 —

管内視察については、7 月 20 日西土佐地域で、地域おこし協力隊との意見交換、移住お試し住宅視察等に決した。なお、その他、細かい調整については、正副委員長に一任することに決した。

■委員長報告については、正副委員長に一任し、委員会を終了した。